

札幌市と特定非営利活動法人「飛んでけ！車いす」の会との  
リユース活動の促進に向けた試行事業に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人「飛んでけ！車いす」の会（以下「乙」という。）は、車いすのリユース促進に向け、試行的な取組を連携して行うため、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、車いすのリユース活動を促進して廃棄ごみの削減を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的の達成に向けて、次に掲げる事項について取り組むものとする。

（1）甲の役割

乙の取組に係るホームページ等による広報

（2）乙の役割

使用しなくなった車いすの引き取り、修理、希望者への引渡し

（実績報告等）

第3条 乙は、引き取った車いすの件数等を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（責務）

第4条 乙の事業を利用した利用者等とトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（協定の有効期間及び更新等）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 甲または乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

3 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲と乙が協議するものとし、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第6条 乙は、本協定の取り組みを実施する上で知り得た市民の個人情報について、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙のサービスにより市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において対応すること。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月15日

甲：北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

札幌市長 秋元 克広

乙：札幌市中央区南8条西2丁目5番74号市民活動プラザ星園402号

特定非営利活動法人「飛んでけ！車いす」の会

代表理事 照井 レナ